

第六次千葉県障害者計画（平成30年度～平成32年度）の骨子案

計画の位置付け

障害者基本法に規定された「障害者計画」と障害者総合支援法に規定された「県障害福祉計画」及び児童福祉法に規定された「障害児福祉計画」を一体的に策定した計画とする。
また、千葉県手話言語等の普及の促進に関する条例で計画に定めることとされた施策を含むこととする。

障害のある人の状況

	平成 25 年	平成 27 年
身体障害者手帳所持者数	183,732 人	184,023 人
療育手帳所持者数	35,510 人	38,559 人
精神障害者保健福祉手帳所持者数	31,393 人	37,329 人

※第五次千葉県障害者計画と同じ範囲は含めることとする。

○さまざまな障害の状況

発達障害、高次脳機能障害、重度心身障害、難病等

○ライフステージごとの状況

障害のある子どもへの特別支援教育

障害のある人の就職数、工賃の推移

【現状と課題】

- 身体障害者、知的障害者、精神障害者数は増加し続けておりこの傾向はこれからも継続していくと見られます。
- 障害のある人が地域で日常生活を営むため、住まいの場としてのグループホームや日中活動の場の整備、相談支援体制の充実が求められています。
- 就労については社会参加や自己実現のためにも必要であり、一般就労の促進や福祉的就労の機会の提供などが必要です。
- 障害のある人自身や家族の高齢化が進む中で親亡き後も地域の中で人々と共生し、その人らしく暮らせるよう、障害福祉サービスの充実や自己決定・自己実現を支援すること、権利を擁護するための仕組みの充実が求められています。
- 障害のある児童も増加しており、早期発見によりライフステージを通じて一貫した質の高い療育支援が受けられる体制が求められています。

基本理念と目標

障害者基本法に規定された理念のもとに、「障害のある人が地域でその人らしく暮らせる共生社会の構築」を目指します。

主要な施策

1 入所施設から地域生活への移行の推進【入所地域専門部会】

障害のある人の地域生活を支えるため、利用者のニーズに応じた多様な住まいの場として、グループホームの拡充を図るとともに、日中活動の場の充実も図ります。

2 精神障害のある人の地域生活の推進【精神障害者地域移行専門部会】

医療機関による退院支援や地域の福祉関係機関による地域生活支援の両面が必要であることから、保健、医療、福祉関係者による「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」の構築を推進します。

3 障害のある人への理解を広げ権利を擁護する取組の推進【権利擁護専門部会】

障害者条例に基づき、個別の差別事案の解決を図るとともに、本条例及び障害者差別解消法の趣旨が県民に広く浸透するよう周知を行います。また、手話言語条例の趣旨を踏まえた施策を推進していきます。

4 障害のある子どもの療育支援体制の充実【療育支援専門部会】

障害のある子どもがライフステージを通じて一貫した療育支援を受けられるよう、関係機関の連携により、地域における療育支援体制の構築を図っていきます。

※障害児福祉計画としての位置付けとする。

5 障害のある人の相談支援体制の充実【相談支援専門部会】

障害のある人の相談支援体制の充実を図るため、市町村における基幹相談支援センターの設置を支援するとともに、相談支援従事者の安定的な確保と質の向上を図るため、各種研修を実施します。

6 障害のある人の一般就労の促進と福祉的就労の充実【就労支援専門部会】

障害者就労施設等は、障害のある人の経済的自立だけではなく、自己実現の場としても重要です。このため、障害のある人が可能な限り一般企業で就労するとともに、継続的な職業生活を維持できるよう、障害者福祉施設から就労拡大をはじめとして、企業への支援や関係機関との連携などを含め、就職、職場定着などの支援を進めます。

7 障害のある人一人ひとりに着目した支援の充実【入所地域専門部会】

発達障害、高次脳機能障害、強度行動障害のある人など、地域の支援施設・機関では通常の対応が難しい障害について、支援の拡充を図ります。

8 様々な視点から取組むべき事項【入所地域専門部会】

人材の確保・定着や高齢期に向けた支援など各視点から取組むべき事項を整理し、課題に対する検討などを進めます。

計画の期間

平成30年度～平成32年度
障害福祉計画及び障害児福祉計画に係る国の基本指針に定められた期間

次期計画策定の視点

次期計画については、障害者基本法に基づく国の新たな障害者基本計画（第四次、内閣府）や、障害者総合支援法に基づく基本指針（第5期、厚生労働省）に即しつつ、県の総合計画や保健医療計画との連携や県行政全体との整合を図りながら策定する。

また、平成28年6月の児童福祉法の改正により策定することとされた「障害児福祉計画」及び、6月に公布・施行された「千葉県手話言語等の普及の促進に関する条例」で障害者計画において定めることとされた「手話通訳者、要約筆記者及び盲ろう者向け通訳・介助員の養成その他手話等の普及の促進に必要な施策」を含むものを策定する。

また、千葉県障害者施策推進協議会、総合支援協議会（第六次千葉県障害者計画策定推進本部会）、各専門部会における意見及び関係団体等へのヒアリングでの意見等を踏まえ、検討を行う。

根拠法等

【県障害者基本計画】

- ・障害者基本法第11条第2項が根拠
- ・都道府県は、障害者基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における障害者の実情等を踏まえ、当該都道府県における障害者のための施策に関する基本的な計画を策定しなければならない。
- ・国の計画を基本とし策定する。

【県障害福祉計画及び障害児福祉計画】

- ・障害者総合支援法第89条第1項及び児童福祉法第33条の22が根拠
- ・都道府県は、基本指針に即して、市町村障害福祉の達成に資するため、各市町村を通ずる広域な見地から、障害福祉サービスの提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画を定めるものとする。
- ・国の基本指針に即して策定する。

その他

- ・障害者総合支援法第89条第3項第4号の規定で他の計画と調和の保たれたものでなければならないとされている。

- ・千葉県総合計画（平成29年度～32年度）
- ・千葉県地域福祉支援計画（平成27年度～32年度）
- ・千葉県保健医療計画（平成30年度～35年度）